

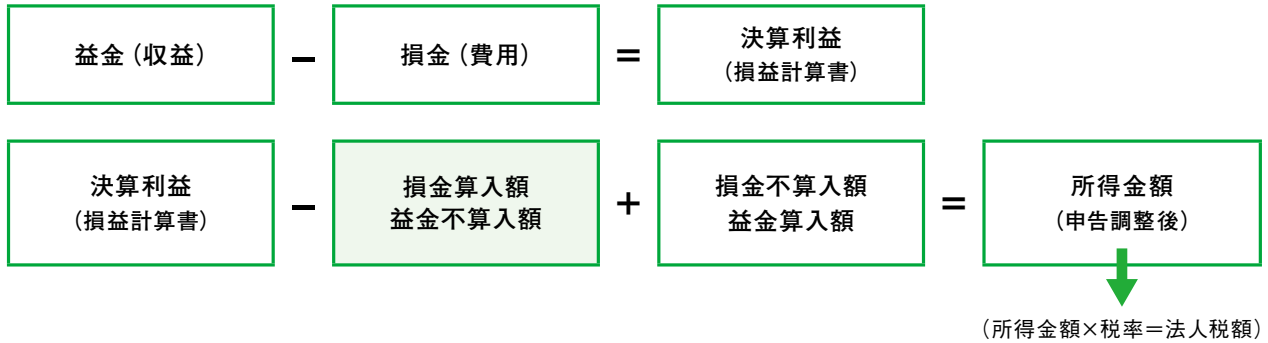


# 税の優遇措置について (平成29年8月現在)

## 1. 法人からの寄付金の場合

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて二つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号(P.44参照))を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。



※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。

特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

- ◇ 寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。
- ◇ 法人が複数の事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

### ■ 学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧(参考)

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定 寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
	特定公益増進 法人(注1)	(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2 (注2)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等(一般寄付)		(資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

(注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

(注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。